

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書（帳簿）（C-9300）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「輸出入者符号」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) (省略)</p> <p>(9) (省略)</p> <p>(10) (省略)</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p> <p>関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書（帳簿）（C-9300）</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(8) (同左)</p> <p>(9) (同左)</p>
<p>関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書（書類）（C-9310）</p>	<p>関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書（書類）（C-9310）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 「 <u>輸出入者符号</u> 」欄には、当該申請者に係る外 <u>國貿易等</u> に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。	
(3) (省略)	(2) (同左)
(4) (省略)	(3) (同左)
(5) (省略)	(4) (同左)
(6) (省略)	(5) (同左)
(7) (省略)	(6) (同左)
(8) (省略)	(7) (同左)
(9) (省略)	(8) (同左)
関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書(スキャナ)(C-9315)	関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書(スキャナ)(C-9315)
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 「 <u>輸出入者符号</u> 」欄には、当該申請者に係る外 <u>國貿易等</u> に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。	
(3) (省略)	(2) (同左)
(4) (省略)	(3) (同左)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>(5)</u> (省略)	<u>(4)</u> (同左)
<u>(6)</u> (省略)	<u>(5)</u> (同左)
<u>(7)</u> (省略)	<u>(6)</u> (同左)
<u>(8)</u> (省略)	<u>(7)</u> (同左)
<u>(9)</u> (省略)	<u>(8)</u> (同左)
<p>関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書（中途）（C-9320）</p>	
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 「輸出入者符号」欄には、当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。	
<u>(3)</u> (省略)	<u>(2)</u> (同左)
<u>(4)</u> (省略)	<u>(3)</u> (同左)
<u>(5)</u> (省略)	<u>(4)</u> (同左)
<u>(6)</u> (省略)	<u>(5)</u> (同左)
<u>(7)</u> (省略)	<u>(6)</u> (同左)
<u>(8)</u> (省略)	<u>(7)</u> (同左)
<u>(9)</u> (省略)	<u>(8)</u> (同左)
<u>(10)</u> (省略)	<u>(9)</u> (同左)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書（C－9330）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「<u>輸出入者符号</u>」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25－6に規定する符号を記載する。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書（C－9340）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「<u>輸出入者符号</u>」欄には、当該届出者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25－6に規定する符号を記載する。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書（C－9330）</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書（C－9340）</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>(4)</u> (省略)	<u>(3)</u> (同左)
<u>(5)</u> (省略)	<u>(4)</u> (同左)
<u>(6)</u> (省略)	<u>(5)</u> (同左)
<u>(7)</u> (省略)	<u>(6)</u> (同左)